



参考 副会長＝各ブロック＋教師代表(校長会)＋母親代表＋全県 (規定第4条(4))
 (各ブロック代表7 教師代表1 母親代表1 全県1)

常任理事＝正副会長、副会長の選出されていない郡市P代表、常置委員長、特別委員長 (規定第7条)
 (正副会長12 郡市P会長(代表)8 常置委員長5 特別委員長1)

理事＝各郡市の父親代表・母親代表・教職員代表各1名及び事務局長(規定第2条)
 31単位PTAを越える郡市Pは1名追加できる

※5月20日現在の暫定数であり会員数に変動あり